

被 処 分 者	認 定 証 番 号	三重県公安委員会 第 219 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	G' s 代行
	主たる営業所が所在する市区町村	津市
処 分 年 月 日	令和 7 年 5 月 30 日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	被処分者は、令和 7 年 3 月 1 日に損害賠償責任共済を更新したにもかかわらず、変更日から10日以内に変更届を行わなかったもの	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第 1 項	
処分を行った公安委員会	三重県公安委員会	